

第49回原子力委員会定例会議議事録(案)

1. 日時 2002年12月17日(火) 10:30~12:15
2. 場所 中央合同庁舎第4号館7階 共用743会議室
3. 出席者 藤家委員長、遠藤委員長代理、木元委員、竹内委員、森嶋委員
内閣府
永松審議官
榊原参事官(原子力担当)
経済産業省 原子力安全・保安院
新型炉等規制課 安澤統括安全審査官、宮本課長補佐
文部科学省
原子力課 中西課長
核燃料サイクル研究開発課 水間課長
原子力課 核融合開発室 大竹室長
経済産業省 資源エネルギー庁
原子力政策課 原山課長、安井企画官
電気事業連合会
兒島副会長、濱田専務理事
4. 議題
 - (1) 核燃料サイクル開発機構高速増殖原型炉もんじゅの原子炉の設置変更(原子炉施設の変更)について(答申)
 - (2) 第7回ITER政府間協議の結果について
 - (3) 日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の統合について(分野別の方針等について)
 - (4) その他
5. 配布資料
 - 資料1-1 核燃料サイクル開発機構高速増殖原型炉もんじゅの原子炉の設置変更(原子炉施設の変更)について(答申)(案)
 - 資料1-2 高速増殖原型炉もんじゅの原子炉設置変更許可申請の概要

- 資料 1 - 3 高速増殖炉サイクル技術の研究開発について（案）
- 資料 2 第 7 回政府間協議について
- 資料 3 - 1 日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向けての各事業の重点化及び運営等に関する方針（素案）
- 資料 3 - 2 原子力二法人の統合に向けての意見
- 資料 4 第 48 回原子力委員会定例会議議事録（案）

6 . 審議事項

- (1) 核燃料サイクル開発機構高速増殖原型炉もんじゅの原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（答申）

標記の件について、安澤統括安全審査官より資料 1 - 2 に基づき説明があり、以下の意見交換の上、平成 14 年 5 月 8 日付け平成 13・06・06 原第 1 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については妥当なものと認め、経済産業大臣あて答申することを決定した。

（木元委員）改めて見ると、かなり広範囲にしっかりと安全性が確認されている。

（藤家委員長）これだけ頑張ってやっていただいたことが安全性向上につながったと見ている。

（竹内委員）再開に向けて着実に進めてほしい。

（藤家委員長）高速増殖原型炉もんじゅの原子力政策における重要性に鑑みて、原子力委員会はこれまでも大変大きな関心を持って扱ってきている。今回、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院での審査が終了し、安全性が認められた。原子力委員会としてもこの申請について問題がないと判断する。

（榊原参事官）審査とは関係ないが、「工事に要する資金の調達計画」において「政府出資金」と記載されているが、平成 14 年度からは「補助金」になっている。経済産業省で必要な指摘を行うようお願いする。

(高速増殖炉サイクル技術の研究開発についての原子力委員会メッセージについて)

続いて、榊原参事官より資料 1 - 3 について説明があり、以下のとおり議論があった。

(木元委員) メッセージの内容は良いと思う。ただ、表題は「高速増殖炉サイクル技術の研究開発についての原子力委員会メッセージ」とし、発信元は「原子力委員会」とする方が良いのではないか。

(遠藤委員長代理) メッセージの「1.」「2.」「3.」は経緯であり、ポイントなのは「4.」である。内容はこれで良いと思う。

(藤家委員長) 木元委員の指摘を反映して表題を修正したい。

原子力委員会としては、核燃料サイクルの確立を政策順位の第一位としている。それは一方でプルサーマルの実施、もう一方で高速増殖炉の開発を進めることであり、特に「もんじゅ」の位置付けは重要である。

(竹内委員) 今は軽水炉時代だが、21世紀を展望すると、序盤はプルサーマル、先は高速増殖炉サイクルの確立が重要である。実現性の視点から見ると、ナトリウム冷却型の高速炉が最有力である。我が国は「もんじゅ」を足がかりにして世界に貢献するトップランナーとして是非進むべき。

(遠藤委員長代理) 原子力政策の中核は核燃料サイクルの確立だと思っている。核燃料サイクルの最終目標は高速増殖炉であり、プルサーマルは重要な一過程であるということを再度強調しておきたい。

(木元委員) 日本の事情を考えれば、核燃料サイクルに対する政策やそのための研究開発の重要性について分かっただけだと思うが、こういったメッセージを出したとき、もう一度見直さないかという声から出てくることも受け止めなければならないと思う。メッセージを出して終わりとするのではなく、ゼロからもう一度見直したいという方々がいる限り、そういう方々と一緒にもう一度考えるという努力を忘れてはならない。それは当然の義務だと思う。また、それを自らにも問いかける努力や熱意を大事にしていきたいと思っている。

(森嶋委員) 高速増殖炉の重要性については原子力長期計画にも明記されている。問題は基本的に社会の理解がまだ十分でないということである。原子力委員会がメッセージを出しても、社会から見ると、前と同じことを言

っているだけではないか、ということになりかねない。こういう意味でメッセージにある「立地地域を始めとする社会の理解を広く得つつ」という点が非常に重要だと思う。何のために高速増殖炉の技術を進めていくのか、ということについての社会的な理解がまだ得られていないと思う。現時点では、技術的な問題だけではなく、社会的な問題が非常に重要である。経済産業省や関係者は技術的にきちんとやっているということだけではなく、何のためにこれをやるのか、これをやることでどれだけ安全性が向上するのかということ、工事開始前から運転再開まで繰り返し分かりやすく説明すべきである。これは原子力委員会で痛切に感じていることである。コミュニケーションは何か起きる度に十分にできていないと感じる。メッセージの中の「立地地域を始めとする社会の理解を広く得つつ」ということに最大限の努力をしてほしいと思う。

(木元委員) 技術的な安全については、いくら説いても、社会的にそれが安全とはなかなか認められない。そういうことを認識していないと話が進展していかないと思う。

(藤家委員長) こういった議論は大変大事である。それと併せて、どのように実際に活かしていくのかがもっと大事である。市民参加懇談会は正にその一つとして動いている。そういう意味で、福井県、敦賀市の方々に対してのメッセージもここで送っておく必要がある。福井県はPWR、BWR、ふげん、もんじゅと積極的に原子力を受け入れて下さっており、これは地元の方のご理解とご支援の結果でもある。平成7年12月8日にナトリウム漏えいが起きたが、この事象は事故になり、事故は事件になってしまった。それ以降、核燃料サイクル機構の人たちは若狭地域を各戸訪問したり、わかりやすく見えるようにいくつかナトリウムの実験装置を作って、一般の方に開放したりしている。既に何万人も訪問を受けたと聞いている。こういった努力が今日につながっている。河瀬敦賀市長からは「動いているのが正常である。若狭の地から世界に冠たる技術が育っていくことを望んでいる。」という大変力強いお言葉をいただいた。我々は「もんじゅ」の我が国の原子力における重要性を十分認知しているので、必要ならば、実際に福井に伺って、お話ししたいと思っている。メッセージにあるとおり、高速増殖炉懇談会等においても、「もんじゅ」を早期に運転再開するという結論付けており、本日もそれを再確認しておきたいと思う。関係者は工事に早く着工できるよう努力していただきたい。併せて、地元の方のご理解とご判断を早くいただければ有り難いと思っている。

(2) 第 7 回 I T E R 政府間協議の結果について

標記の件について、大竹室長より資料 2 に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(遠藤委員長代理) カナダはサイト提案を見直している、E U は提案サイトを 1 ヶ所に絞ることになるかもしれないということだが、サイト決定のスケジュールが遅れる可能性があるということか。

(大竹室長) カナダに対し、スケジュールにインパクトが出るのではないかと指摘したところ、なるべく前倒しで検討したいという回答だった。予定を遅らせたいと思っている人は誰もいない。然るべき人が会う機会を持てるかということになると思う。E U の提案サイトの一本化については、必ずしも十分な見通しが得られていない状況と認識している。

(遠藤委員長代理) 米国についてだが、もし来年度の予算に考慮されなかった場合、I T E R への参加はどうなるのか。

(大竹室長) 断言はできないが、来年度の予算に考慮されるのは交渉に参加する旅費や国内の技術検討という程度であろうと言われている。米国の担当者の話では、米国として政府間協議に出るということは、建設運営にあたる国際機関にある程度コミットすることを意味するので、国内でも相当の議論が必要になるということである。

(藤家委員長) I T E R 協議は途中で 3 年間ぐらい遅れた前歴を持っている。当初の予定では、サイト提案はいつが締切りだったのか。また延長しても良いというような話もあって、締まりのない議論が続いているように思う。日本も中国と韓国と 3 つ合わせてアジア極にしても良いのではないかと議論も成り立ってしまうのではないかと。E U の提案サイトの絞り込みもそう簡単ではない。何も変えずに頑張っているのは日本だけではないか。

(遠藤委員長代理) 資料 2 の 4 ページに「ハイレベルでの協議を想定」とあるが、どういうことか。

(大竹室長) 各国とも、交渉団の首席のレベルではこの話を決められないという意見が多かった。大臣クラスを巻き込んで議論しなくてはならないということである。今の段階で具体的な段取りを踏んでいるわけではない。

(藤家委員長) 政府間協議がぼやけてくるのが心配である。これからの交渉もよろしく願います。

(3) 日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の統合について (分野別の方針等について)

電気事業連合会 児島副会長より、資料 3 - 2 に基づき、原子力二法人の統合に向けての意見の説明があり、以下のとおり意見交換があった。

(電事連 児島副会長) プルサーマルは全力を挙げて具体化していくので、国においても核燃料サイクル政策のマインドを萎縮させることなく、チャレンジマインドを持ち続けていただきたい。二法人統合に向けては、シナジー効果を目指すことが大事であり、マイナス効果があってはならない。また、原子力委員会が関与することが大事である。原子力委員会及び原子力安全委員会設置法にも記載があるが、原子力委員会に期待するのは、社会が変化する中で、関係者の合意コンセンサスを得るためのコーディネーターとしての役割であり、事業者としても協力していきたい。

新法人にお願いしたいことは、資料 3 - 2 にもあるとおり、核燃料サイクル技術の継承維持、FBR (高速増殖炉) 実用化に向けた研究開発の主體的推進、原子力安全の研究開発、放射性廃棄物の処分に関する研究の 4 つである。放射性廃棄物の処理・処分については、今後の扱いが重要である。国により財源を確保すべきであり、後送りすべきではない。個別法において、きちんと国が考え方を示し、後世に対する責任として、その旨を明記していただきたい。電力の自由化が進み、いずれは全面自由化、すなわち総括原価からマーケットプライスになるといった状況の変化を把握しつつ、国との役割分担を明確にしていくべきである。

(電事連 濱田専務理事) 秋山先生を中心とする文部科学省の検討作業の場で、法人統合の議論は科学技術面とエネルギーセキュリティー面を総合的に見る議論になっていないとの意見も多く出ている。「素案」4 ページの中段に「達成すべき時期や成果などについて適切な目標を設定し、目標を踏まえた新法人とユーザー等の明確な役割分担の下、事業の効率化・重点化を行うべきである。」とあるが、国の政策や評価の現状を踏まえるべきであり、関係省庁やユーザーといった関係者で議論をして結論を導く場が必ず必要である。また、それをリードできるのは原子力委員会だけではないかと思う。原子力委員会や行政庁がどのように関わるのかを個別法に記述しなければ、新法人は対応できないのではないか。

また、10 ページの記載については、新法人の個別事業に対してその方

向性を原子力委員会に示していただくとともに、予算や資源配分等の裏付けも含めて、原子力委員会として方向性を示していただきたい。

(藤家委員長) 濱田専務理事が言われたことは前回の定例会議で相当議論した。原子力委員会は基本方針や基本目標を明確にするという非常に重要な責任を持っている。これを具体的な計画にしたり、事業に具体化していくのは行政庁であり、事業者である。さらに、原子力委員会は基本計画や基本目標が具体的にその方向に向かっているのか常にチェック&レビューをしなければならない。チェック&レビューには、事前・事後の評価もあれば、途中の評価もある。原子力委員会のコミットメントは、それを如何にうまく進めていくのかという意味で大変大事だと思っている。現時点で示すことができる最大限のことが「素案」に書かれている、ということも前回の議論でも言っている。

児島副会長がおっしゃった資料3-2の から については「基本的な考え方」の中で既にその重要性を示しているところであり、さらに「素案」の中でも触れているところである。特に放射性廃棄物の処分問題は大変重要な話である。原子力委員会は過去に高レベルの放射性廃棄物の処分方針やR I・研究所等の廃棄物処理処分の方針などを示してきた。他方、発生する廃棄物にどのような戒名を付けるかといった方向性について十分に議論が煮詰まっていけないので、これから議論しなければならない。費用分担などは相当重要な話である。放射性廃棄物の処分問題を抜きに話を進められないということは原子力委員の共通の認識である。

(電事連 児島副会長) 確かにすぐに解決する問題ではない。これからも新法人が様々な挑戦をすれば、必ず役割を終えた資産というものが出てくる。今までのものとこれからのものとはベースが違う。その負担をコストとして持つのか、税として国民が持つのか、電力がどのような役割を持つのかについて、少なくとも今までの役割を果たした資産については、電力が寄って立つ基盤が変わりつつある中で、新法人が設立されるこの節目に中締めをしなければならないと考える。次の新しい挑戦によるものについては新しい概念の設計をしなければならない。こういう意味でこのタイミングは極めて重要だと思う。難しい問題だが、関係者一同で取り組むべきだと考える。

(竹内委員) これについては、4月に原子力委員会からも全く同じ思いを既に表明している。まず主務省が検討し、いずれ再度議論することになると思う。

- (中西課長) 放射性廃棄物の処理・処分をどうしていくのかについては議論中である。一定の方向性が出されているわけではないので、今後、3月あるいは6月ぐらいまでお待ちいただければと思う。
- (竹内委員) 児島副会長が言われた技術基盤の維持・継承の主体が二法人であってほしいということについてだが、具体的には何か。再処理やMOXを指すのか。現段階で懸念があるのか。
- (電事連 児島副会長) JNC(核燃料サイクル開発機構)から継続して技術移転を受けたいものに、ガラス固化技術やMOX加工技術がある。次に必要になるのはMOX燃料の再処理技術だと思う。原子力長期計画の中で「2010年までに」という記載があるが、プルサーマルの進捗状況から見ると難しい。しかし、MOX燃料の再処理技術の開発を止めてしまうと、今後どうすれば良いのかという問題が出てくる。現実を踏まえながら、大きな流れの中で弾力的に議論しながら答を出すべきである。
- (竹内委員) 原子力長期計画では、フレキシビリティを認めている。MOX燃料の再処理という問題はいずれ議論しなければならない課題だと思っている。
- (水間課長) 東海再処理工場でMOXの使用済燃料の実証試験を実施するかどうかであるが、現行の原子力長期計画では、MOXの使用済燃料の再処理については東海再処理施設の活用により実証の成果をあげていくことになっている。具体的な検討が必要だが、我々は今でもそれができればその方が良く考えている。原子力長期計画改訂当時の前提は、プルサーマルは2010年までに16基ないし18基で実施ということであった。それに伴いMOXの使用済燃料も出てくることから、集合体レベルでの再処理の実証ができるものと考えていた。今、新法人の事業の見直しとなれば、JNCの東海再処理工場をどうするのかということもしっかり考えなければならない。技術的に見て、「ふげん」の燃料が出ている2010年頃までは合理的かつ安全に再処理施設を維持できるという見通しを持っているが、その後についてはプルサーマルの使用済燃料が出てくるまで待つて施設を維持管理していくべきなのか、といったことを新法人発足までに検討すべきだと考えている。MOX燃料の再処理をJNCの東海再処理工場で行うとなると、遮へい管理と臨界管理のためにそれなりに費用と改造期間が必要となるため、合理的に決める必要がある。これはMOX燃料を出す事業者と相談して決めるべきであり、変化した前提を踏まえて然るべき時期に然るべき評価を行って検討していきたいと考えている。

(木元委員) 法人統合について原子力委員会がどのような関わり方をするのか、日本のエネルギー行政あるいは原子力を利用した研究開発はどうあるべきかについて、原子力委員会の中で引き続き討議していくべきである。将来どのようなエネルギー需要があって、どのように供給していくのか、どういう暮らし方をしていくのか、というビジョンがあって、その中で二法人統合における研究開発がどうあるべきか論議されることが重要である。児島副会長が4つ目に挙げた放射性廃棄物の処理・処分を適切に進めるために必要な研究開発については、私たちが一番問題としている課題である。現実にNUMO(原子力発電環境整備機構)も動き出してやろうとしているが、まだ結果はわからないし、原子力施設の廃止措置の問題も出てくる。現実に動いているものの処理・処分をどうするのかという課題がある。研究開発というのはどうしてもバラ色の夢を追いかけがちだが、次世代に夢を残すのか、困った「つけ」を残すのかという選択がこの議論の中にも入ってくる。バックエンドに関する部分は重点的に考えなければならないことだと私は思う。予算配分もそうだが、全員が一堂に会してきちんと見極めていかないと、やらなければならないことに背を向け、どこか違う方向に引っ張られる懸念がある。原子力委員会の「素案」はあるが、この中には課題が多々残っているので、それをどうするのかということについて議論していきたいし、水間課長からあったMOX燃料の再処理の課題も非常に重要なことである。日本は核燃料サイクルの確立を政策として掲げており、その理由を否定してまで止めることはできないだろうし、そういった現実的な土台を踏まえて、地に足をつけて考えていかなければ、二法人の統合はできないし、国民は理解できないと思う。

(藤家委員長) 先程から基本政策と現実方策あるいは事業計画との関係をどうバランスを取っていくのかについて議論しているが、これまで5年ごとに原子力長期計画を改訂してきたのはそのためにやってきたと思っている。原子力長期計画の前回改訂の時点ではJNCの東海再処理工場は長期間維持する必要はないとの判断があった。それまでに使用済MOXの再処理のテストぐらいはできるだろうと考えていた。原子力委員会としては、動燃改革で整理縮小すべき事業について議論した際、東海再処理工場における軽水炉再処理技術開発は、六ヶ所再処理工場が操業できる段階になれば民間に移管すべき事業として位置付けた。それにどこまで期待するのかについての判断には、少し余裕を持たせた経緯がある。技術継承の深みをどこまで持たせるのかは政策を進める上で不可欠なことだと思っている。一方では、ピューレックス法による再処理というのが第二再処理工場以降も続

くのかどうかという議論があって、そうはならないという意見もあったことから、現行の原子力長期計画では2010年に次のことを考るとしている。木元委員の意見のとおり、核燃料サイクルを確立することは大事なことだが、現実の進捗に合わせてやらなければならない。その意味で、MOX燃料の再処理というのは核燃料サイクル上どういう意味合いを持つのかについて議論しなければ、ステップアップはできないと考えている。したがって、深みとしてMOX燃料を処理しなければならないとなれば、東海再処理工場の運転を伸ばしてでもやらなければならないが、東海再処理工場も四半世紀経っているので、いつまでもという訳にはいかない。

(電事連 児島副会長) この席で簡単に答が出るとは思っていない。現実の進捗が当初の思いどおりに動いていないことから、我々の構想を現実とどう噛み合わせていくのかということが大事である。今ある資産をどう活用していくのか考えなければならない、ということを示し上げた。「素案」の中に基礎・基盤の技術開発とプロジェクト型の技術開発があるが、それ程明確に峻別できるものではないと考える。この概念の一応の仕分けは結構かと思うが、ラップしているところもあり、この概念の設定とその展開については気を付けなければならないと思う。

(藤家委員長) 多少誤解があるようだ。基礎・基盤はアカデミアに近いところであり、プロジェクトは民間までの分野をすべて含む。その間はゼロだとは言っていないし、つながりの議論は今後の課題として残っている。これは新法人の受け持つ事業の範囲の広さだと思う。また、原子力委員会は基礎・基盤とプロジェクトの視点だけで見ているのではなく、「素案」のような分野で見ている。それぞれの分野に基礎・基盤もプロジェクトもすべて含まれていると理解してほしい。基礎・基盤とプロジェクトで全体が成り立っているとは考えていない。

(木元委員) 「素案」の4ページだが、「新法人がユーザーやメーカーと連携して、達成すべき時期や成果について設定し」という部分には、確かに「あなたたちで決めなさい、あなたたちでやっているじゃないですか。」という冷たさが無きにしもあらずだと思う。もちろん、原子力委員会や行政庁と一緒に目処を立たせる必要があると思うが、そういう議論をした上で最終的には当事者が決めていただくことだと思う。それに対する責任は原子力委員会や行政庁は持たなければならないだろうと思う。

(電事連 濱田専務理事) 大きな枠組みの中で読めば、そのようにも読めるとも思う。しかし、総括原価という世界から先がどうなるかわからない中

では、ユーザーとしてはコスト的に事業として成り立つかをこれまで以上に考えざるを得ないので、研究開発であろうが設備投資であろうが退かざるを得ない状況になるという恐れがある。したがって、電力自由化の中で原子力が存在しうるのかという議論も出てきている。その意味で新法人が独立行政法人として実施すべきことは、民間にはできないけれども国としては必要と判断する部分だろうと思う。その部分を背負っているから独立行政法人として存在する意味がある。したがって、いろいろなことについて、ユーザーとメーカーなど民間の基準だけで判断するということにならないかと若干の不安を感じる。

(森島委員) 文書の読み方によると思うが、「素案」4ページの中段の部分については新法人が研究を進める上で民間と十分に連携・役割分担しながら費用の重点化・効率化を行っていくという意味である。これについては「素案」の10ページに書いてある。主務大臣が中期目標を作るときに原子力委員会が意見を出す場合には、関係省庁や事業者とも十分に議論するわけである。もちろん評価においても原子力委員会は関与する。また、いろいろな状況が変わって、緊急にこれをやらなければならないとなったときには適切な提言を行う。ユーザーとメーカーですべてを解決し、すべて決めてくれという話をしている訳ではない。大局的なところからは原子力委員会が関わってくる。具体的に進めていくときに重複したり、基礎的なところを民間も新法人もやらないということが無いようにきちんとやって下さいよということがこの主旨である。

(遠藤委員長代理) 中期目標、それに基づく中期計画、そして評価という3段階で原子力委員会が関与しなければならないこと、そして予算についても原子力委員会が関与していくということが10ページに書いてある。したがって、濱田専務理事がおっしゃったような心配は無いと思う。

(木元委員) 原子力委員会が何のためにあるのかということである。二法人統合に対しても原子力委員会はしっかりコミットしなければならない。関与していく、見ていく、相談する、一緒にやっていく、という覚悟があるということは責任をとるということである。そのために、このように公開の場で議論しているわけであり、明確になったと思う。

(電事連 児島副会長) 10ページの2段目、3段目の段落は大変重要であり、この部分を是非お願いしたいと思う。

(森島委員) 放射性廃棄物の処理・処分の費用をどうするのかについては高

レベル放射性廃棄物処分懇談会でも議論したし、原子力長期計画でも議論した。「素案」を検討してきた時に当然のことと考えていたが、修正案を提案したい。最後のところ又は(3)として、「なお、これまで両法人の研究開発に伴い発生した放射性廃棄物の処理・処分や廃止措置に関する費用の負担については、新法人の発足前に国において検討しておくべきである。」を追加するのはいかがか。

(竹内委員) 森嶋委員の提案については、4月に出した「基本的な考え方」にほとんど同じ表現の記述がある。

続いて、前回の定例会で残したところをここで議論したい。資源エネルギー庁から「個別事業の検討に先立って、国として優先的に保持すべき研究開発機能の明確化が必要でないか」という問題提起があった。これについては、文部科学省でも個別事業の検討を行っているということであるが、いかがか。

(中西課長) 我々はこれから新法人のミッションや研究開発機能を検討していく。その成果をいずれ報告させていただくので、それを基に再度ご議論いただければと思う。

(竹内委員) 横断的な検討になるのか。

(中西課長) 先回も述べさせていただいたが、原子力利用をしていく上で必要な研究開発機能を維持・発展させ、産業界への人材を輩出していくのに必要な機会を提供する、という横断的な捉え方もできる。

(藤家委員長) 今の件は、原子力委員会と行政庁の役割分担に関連することであり、原子力委員会としても検討していきたいと思う。

(原山課長) 私どもが申し上げるべきことは、前回十分に時間をいただいて話した。今さらに、最も重要な件である国として保持すべき機能についても、原子力委員会として検討するとのことであり、そこに尽きると思う。例えば、先ほど話があったMOX燃料の再処理をどうするのかについては、事業を進めていく立場からすれば、国が研究開発を行うということが所与の条件であると考え。したがって、国としてどこまでのことをやっていくのかという議論があって、それを前提にそれ以降、あとはどう進むのか、ということになる。是非、国としてどこまでやるのかを先行して議論を進めていただければ有り難い。

(中西課長) 法人事業の見直しやミッションの明確化について検討している

が、今後いつまでに何をということを確認にするというより、社会的経済的な状況の変化を踏まえて今後どうしていくのかについて節目節目で評価していくプロセスを、それぞれのプロジェクトに組み込むことに重点を置いている。状況の変化の中には、プルサーマルが順調でないという状況もあれば、革新炉の研究開発が世界的に盛り上がってきているという状況もある。これらも評価の中に考慮し、今後の道筋を探し求めていきたい。目標は法人のみで決めるわけではない。

(電事連 児島副会長) 事業者としては、原山課長のおっしゃった所与の条件に続くことができるのかどうか問題である。プロジェクト開発は所与の条件として存在している。

(藤家委員長) 児島副会長のご意見は、原子力委員会に対するものなのか、それとも行政庁への希望なのか。

(電事連 児島副会長) まずは行政庁ということも考えられるが、その裁きを原子力委員会にお願いしたいと考えている。

(木元委員) MOX 燃料の再処理の問題や高レベル放射性廃棄物の処分の問題はすべてつながっていることである。夢は大事だが、現実には抱えている問題をどうするのが大事である。

(電事連 濱田専務理事) 技術的につながっているだけではなく、立地地域といった社会的な背景も含めて全てつながっている。したがって、すべての関係者で議論しないと難しいということではないか。

(中西課長) 「素案」についてだが、独立行政法人制度の中では、中期目標を変更する必要がある場合には独立行政法人評価委員会の意見を聞くという仕組みが構築されていることもあり、10 ページの中段に「中期計画期間中に研究開発上の対応が求められるときは、原子力委員会が適切な提言を行い反映させるような仕組み」と記述してあるが、「反映させるような仕組み」という文言に替えて、「原子力委員会が適時必要な目標等を提示すること」と修正した方が良いと思う。

(藤家委員長) これを記載した背景には、ATR (新型転換炉) 実証炉計画の中止がある。この部分の表現については、少し検討したい。

(遠藤委員長代理) 今の「素案」の中の「適切な提言」という表現には、「目標等の提示」も含まれるのではないか。したがって、加筆修正は必要ないと思う。

(中西課長) 独立行政法人に中期計画を変えさせるためには、まず中期目標を変えなければならない。このような手続きは、独立行政法人通則法に定められており、順守しなければならない。法的にどのように扱えば良いのか不明確な点については言及しないで、「反映させる」ではなく「適時必要な目標等を提示する」とした方が良いと考える。

(木元委員) 「目標」とだけ突出して書くと、それに拘束されるという懸念がある。

(藤家委員長) 中期目標に対してどのように目標を提言するのか、ということと、予期せぬことが起こったときに中期目標をどのように修正するのか、という二つの課題がある。

(森鷗委員) 原子力委員会の考えを文部科学省の行政措置の中で反映させる、ということでも良いかもしれない。

(中西課長) 森鷗委員のご意見のとおりで、原子力委員会から「提言」をいただければ、それに応じて文部科学省が中期目標を修正する、という措置が取れる。

(藤家委員長) 「素案」の7ページの「(3) 加速器」の部分について修正した。加速器は光科学の分野に位置付けられる。光科学には SPring-8 のような放射光を使った光科学とレーザーのような光科学に分類される。竹内委員と共に日本原子力研究所関西研究所に伺って、研究者といろいろと議論したが、「レーザー」はこれからの発展性が大きい分野なので、「レーザー」という文言を足すべきと判断した。

(4) その他

- ・事務局作成の資料4の第48回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。
- ・事務局より、12月2日に開催した核融合専門部会の進捗について、トカマク型炉を中心として核融合実用化のイメージの形が見えてきたこと、さらに核融合全体をどういうビジョンで見るかという議論をする段階にある旨説明があった。
- ・12月24日(火)の次回定例会議の議題は、12月9日及び10日に開催された IAEA 保障措置強化のための国際会議について等を中心に調整中である旨、発言があった。